

10月30日職業能力開発分科会提出資料：論点ペーパー

## ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方について (論点ペーパー)

### 1. 廃止法附則第16条に基づく検討について

- 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。）附則第16条第1項においては、廃止法の施行後必要に応じ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の施行の状況を勘案した上で、ポリテクセンター・ポリテクカレッジを含む独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高障求機構」という。）の業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。
- ポリテクセンター・ポリテクカレッジの移管期限が本年度末で到来することから、厚生労働省においては、今後のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方について、当規定に基づき、検討を行っている。
- また、廃止法附則第16条第1項に基づき、ポリテクセンター・ポリテクカレッジを含む職業能力開発業務に検討を加えようとするときは、同条第2項により、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県等の意見を聞くこととされている。

### 2. ポリテクセンター・ポリテクカレッジについて

- ポリテクセンター・ポリテクカレッジは、民間で実施していないものづくり分野を中心に職業訓練を実施している施設であり、
  - ① ポリテクセンターは、全国に東京都を除く46都道府県に61所あり、離職者訓練や、高度な在職者訓練を実施し、
  - ② ポリテクカレッジは、24都道府県に23施設（大学校10校、短大1校、大学附属短大12校）あり、高卒者等を対象とした高度な学卒者訓練や、高度な在職者訓練を実施している。
- ポリテクセンター・ポリテクカレッジは、全国ネットワークによるスケールメリットを活かし、
  - ① 全国異動により計画的に育成された職業訓練指導員、
  - ② 職業能力開発総合大学校を中心に全国各施設からの改善提案を反映したカリキュラム

により、全国規模で訓練水準を維持・向上させる取組を実施している。

○ 上記の取組により、

- ① 高い就職率（ポリテクセンター：84.9%、ポリテクカレッジ 97.8%（平成 24 年度））、
- ② 事業者からの高い満足度（修了者を採用している企業の 98%が評価）を得るなど、高い実績をあげている。

### 3. 今後の職業訓練の在り方

#### （1）22 年分科会報告での位置付け

○ 「国が行う職業訓練と雇用・能力開発機構の今後のあり方について」（平成 22 年 3 月職業能力開発分科会報告）においては、以下の記載がある。

＜国が行う職業訓練の位置付け＞

国は、①雇用のセーフティネットとして機動的かつ全国的に行う離職者訓練、②中小企業の労働者等に高度な技能を習得させるための在職者訓練、③企業内で生産部門のリーダーとなる中核的な人材を育成するための学卒者訓練について、高度な訓練設備等を要し、スケールメリットを活かすことではじめて実施可能となるものづくり訓練等を中心に行ってきたところであるが、今後とも、国は国以外の主体では的確かつ確実な実施が困難な分野の訓練の実施を担うことが適当である。

＜都道府県が行う職業訓練の位置付け＞

「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とされていること等を踏まえ、国は、（略）雇用のセーフティネットとしての離職者訓練や、在職者や学卒者を対象とした高度なものづくり訓練等を行い、都道府県は、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を行うという役割分担の考え方により、職業訓練を進めていくことが適当である。

＜民間が行う職業訓練の位置付け＞

「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とされていること等を踏まえ、介護分野や情報通信分野など、民間教育訓練機関で実施可能な訓練分野については、民間教育訓練機関への委託により実施し、国は、民間教育訓練機関では実施できず、かつ、我が国経済社会にとって必要なもののづくり分野の訓練の実施を中心に担うという役割分担の考え方により、職業訓練を進め

ていくことが適当である。

(2) 国（高障求機構）、都道府県、民間教育訓練機関の役割分担について

- 現在、上記（1）の考え方に基づき、国、都道府県、民間教育訓練機関で役割分担をしながら職業訓練を実施しており、
  - ① 国（高障求機構）は離職者訓練や、高度な学卒者訓練について、民間で実施していない高度なものづくり分野を中心に実施し、
  - ② 都道府県は、基礎的な学卒者訓練や、木工関係などいわゆる生業系や自動車整備等の地域産業の人材ニーズに対応した離職者訓練を実施し、
  - ③ 民間教育訓練機関では、事務系、介護系、情報系等の高額な設備を要しない教育訓練機会について、専修学校、教育訓練企業、公益法人等の様々な機関が提供している。平成23年10月からは求職者支援訓練も始まりており、当該訓練は全て民間教育訓練機関で実施している。
- このような状況の中、平成24年度においては、年間の離職者訓練の受講者全体が約25万人である中、約21万人について民間教育訓練機関で実施している。

**<論点1>**

- 上記の役割分担は、今後も維持していくことが適当と考えて良いか。

#### 4. 今後のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方

(1) ポリテクセンター・ポリテクカレッジの運営主体

- 平成25年5月の道府県の意向調査の結果によると、現行の条件での移管の希望はなく、同年8~9月の厚生労働省職業能力開発局幹部の道府県の訪問結果によると、現行の移管条件による移管期限の延長を希望する道府県はなかった。

**<論点2>**

- 現行の移管条件を緩和して、都道府県への移管を進めるべきか。
  - i 地方負担が生じない恒久的な財源措置を講ずるべきか。
  - ii 職員の引受け割合に関わらず施設を無償譲渡すべきか。
  - iii 地方独自に職業訓練の内容を設定できるようにすべきか。

**<論点3>**

- 現在、高障求機構が実施している全国ネットワークによるスケールメリットを活かした、①全国異動による指導員の養成や、②職業能力開発総合大学校を中心に全国各施設からの改善提案を反映したカリキュラムをどのように維持していくべきか。

**<論点4>**

- 移管期限までに道府県への移管が進まない場合、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの運営をどこが担うべきか。

(2) 平成26年4月以降のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方について

- 道府県はポリテクセンター・ポリテクカレッジの廃止を容認していないものの、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からは、「同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする」とされており、高障求機構の第3期中期計画にも定員充足率の改善に向けた取組等が示されているところであるが、今後、引き続き対応が求められる。

**<論点5>**

- 道府県への移管が進まない施設については、定員充足率の改善などの見直しが必要ではないか。

**<論点6>**

- ポリテクセンター・ポリテクカレッジの効率的な組織運営の在り方について検討すべきではないか。

(3) 都道府県との連携について

- 平成23年10月に求職者支援訓練が開始され、各都道府県の地域訓練協議会（地域の労使団体、高障求機構、都道府県、民間教育訓練機関がメンバーであり、都道府県労働局が事務局）において、機構、都道府県、民間教育訓練機関の行う各都道府県の訓練計画を策定するなど、職業訓練に関する都道府県単位での関係機関の連携は強化されている。

- しかし、産業構造の大きな変化の中で、失業期間をできるだけ短くし、安定就職に結びつけるために職業訓練の役割は重要である。特に「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、人材育成の重要性が指摘されており、職業訓練の果たすべき役割はますます重要となっている。

.....  
.....  
**<論点 7 >**

- 産業政策や教育政策を担う都道府県と、ポリテクセンター・ポリテクカレッジは今後より一層連携していくべきではないか。